

第5章 「就学前の保育・教育」及び「地域子育て支援事業」の提供体制について

1 提供区域の設定について

就学前の保育・教育、及び地域子育て支援事業は、松江市全域を1つの提供区域とみなした際の需給関係をもとに計画しています。

各施策を実施するにあたっては、事業ごとに各地域の市民ニーズを踏まえた事業の実施を検討していきます。

2 量の見込みと提供体制の確保方策について

(1) 就学前の保育・教育施設 第4章 P.36

本市では、年度の途中で発生する待機児童の解消を図るため、「年度当初（4月1日）の量の見込みと提供体制の確保の方策」だけでなく、「年度末（3月1日）の量の見込みと提供体制の確保の方策」の目標値を設定します。

設定する目標値は、「年度当初の確保方策」では「保育・教育施設の利用定員の合計」とし、「年度末の確保方策」では「利用定員の弾力化により受け入れる子どもの数」とします。

また、本市内には新制度に移行しない企業内保育所等があり、100人程度の利用者が見込まれますが、本市では運営支援を行う計画がなく確保方策には計上できないため、確保方策には含めず記載します。

平成27年度		年度当初（4月1日）					年度末（3月1日）				
		1号		2号	3号		1号		2号	3号	
		標準時間	長時間※		1-2歳	0歳	標準時間	長時間※		1-2歳	0歳
量 の 見 込 み	全体①	1,591		3,875	2,420	534	1,591		3,885	2,517	1,314
	企業内保育所等除く	1,032	559	3,812	2,386	523	1,032	559	3,822	2,483	1,303
	企業内保育所等	0	0	63	34	11	0	0	63	34	11
	1号～3号計	8,420					9,307				
確 保 方 策	認定こども園・認可幼稚園	2,379		—	—	—	2,379		—	—	—
	認定こども園・保育所	—		3,425	2,125	825	—		3,822	2,433	1,103
	認可幼稚園（新制度に移行しない）	670		—	—	—	670		—	—	—
	小計②	3,049		3,425	2,125	825	3,049		3,822	2,433	1,103
	1号～3号計	9,424					10,407				
企業内保育所等③		0		63	34	11	0		63	34	11
計（②+③）④		3,049		3,488	2,159	836	3,049		3,885	2,467	1,114
過不足（④-①）		1,458		▲387	▲261	302	1,458		0	▲50	▲200
全体計		9,532					10,515				

※ 1号認定の長時間…「幼稚園（預かり保育を利用する）」と「幼保園（長時間利用）」

・年度当初（4月1日）の2号、3号の確保方策の不足は、利用定員の弾力化を行い受け入れます。

平成 28 年度		年度当初 (4 月 1 日)					年度末 (3 月 1 日)				
		1 号		2 号	3 号		1 号		2 号	3 号	
		標準時間	長時間※		1-2 歳	0 歳	標準時間	長時間※		1-2 歳	0 歳
量 の 見 込 み	全体①	1,564		3,801	2,363	504	1,564		3,812	2,460	1,283
	企業内保育所 等除く	1,015	549	3,739	2,329	493	1,015	549	3,750	2,426	1,272
	企業内保育所 等	0	0	62	34	11	0	0	62	34	11
	1 号～3 号計	8,232					9,119				
確 保 方 策	認定こども園・ 認可幼稚園	2,969		—	—	—	2,969		—	—	—
	認定こども園・ 保育所	—		3,425	2,125	825	—		3,750	2,426	1,172
	認可幼稚園(新制 度に移行しない)	80		—	—	—	80		—	—	—
	小計②	3,049		3,425	2,125	825	3,049		3,750	2,426	1,172
	1 号～3 号計	9,424					10,397				
企業内保育所等③		0		62	34	11	0		62	34	11
計 (②+③) ④		3,049		3,487	2,159	836	3,049		3,812	2,460	1,183
過不足 (④-①)		1,485		▲314	▲204	332	1,485		0	0	▲100
全体計		9,531					10,504				

※ 1号認定の長時間…「幼稚園(預かり保育を利用する)」と「幼稚園(長時間利用)」

・年度当初(4月1日)の2号、3号の確保方策の不足は、利用定員の弾力化を行い受け入れます。

平成 29 年度		年度当初 (4 月 1 日)					年度末 (3 月 1 日)				
		1 号		2 号	3 号		1 号		2 号	3 号	
		標準時間	長時間※		1-2 歳	0 歳	標準時間	長時間※		1-2 歳	0 歳
量 の 見 込 み	全体①	1,530		3,719	2,308	492	1,530		3,729	2,403	1,252
	企業内保育所 等除く	994	536	3,659	2,275	481	994	536	3,669	2,370	1,241
	企業内保育所 等	0	0	60	33	11	0	0	60	33	11
	1 号～3 号計	8,049					8,914				
確 保 方 策	認定こども園・ 認可幼稚園	2,934		—	—	—	2,934		—	—	—
	認定こども園・ 保育所	—		3,450	2,135	825	—		3,669	2,370	1,241
	認可幼稚園(新制 度に移行しない)	80		—	—	—	80		—	—	—
	小計②	3,014		3,450	2,135	825	3,014		3,669	2,370	1,241
	1 号～3 号計	9,424					10,294				
企業内保育所等③		0		60	33	11	0		60	33	11
計 (②+③) ④		3,014		3,510	2,168	836	3,014		3,729	2,403	1,252
過不足 (④-①)		1,484		▲209	▲140	344	1,484		0	0	0
全体計		9,528					10,398				

※ 1号認定の長時間…「幼稚園（預かり保育を利用する）」と「幼稚園（長時間利用）」

・年度当初（4月1日）の2号、3号の確保方策の不足は、利用定員の弾力化を行い受け入れます。

平成 30 年度		年度当初 (4 月 1 日)					年度末 (3 月 1 日)				
		1 号		2 号	3 号		1 号		2 号	3 号	
		標準時間	長時間※		1-2 歳	0 歳	標準時間	長時間※		1-2 歳	0 歳
量 の 見 込 み	全体①	1,492		3,627	2,254	480	1,492		3,638	2,347	1,221
	企業内保育所 等除く	969	523	3,568	2,222	469	969	523	3,579	2,315	1,210
	企業内保育所 等	0	0	59	32	11	0	0	59	32	11
	1 号～3 号計	7,853					8,698				
	認定こども園・ 認可幼稚園	2,899		—	—	—	2,899		—	—	—
確 保 方 策	認定こども園・ 保育所	—		3,475	2,145	825	—		3,579	2,315	1,210
	認可幼稚園(新制 度に移行しない)	80		—	—	—	80		—	—	—
	小計②	2,979		3,475	2,145	825	2,979		3,579	2,315	1,210
	1 号～3 号計	9,424					10,083				
	企業内保育所等③	0		59	32	11	0		59	32	11
計 (②+③) ④	2,979		3,534	2,177	836	2,979		3,638	2,347	1,221	
過不足 (④-①)	1,487		▲93	▲77	356	1,487		0	0	0	
全体計	9,526					10,185					

※ 1号認定の長時間…「幼稚園（預かり保育を利用する）」と「幼稚園（長時間利用）」

・年度当初（4月1日）の2号、3号の確保方策の不足は、利用定員の弾力化を行い受け入れます。

平成 31 年度		年度当初 (4月1日)					年度末 (3月1日)				
		1号		2号	3号		1号		2号	3号	
		標準時間	長時間※		1-2歳	0歳	標準時間	長時間※		1-2歳	0歳
量 の 見 込 み	全体①	1,458		3,545	2,199	468	1,458		3,554	2,290	1,190
	企業内保育所 等除く	947	511	3,487	2,168	458	947	511	3,496	2,259	1,180
	企業内保育所 等	0	0	58	31	10	0	0	58	31	10
	1号～3号計	7,670					8,492				
確 保 方 策	認定こども園・ 認可幼稚園	2,864		—	—	—	2,864		—	—	—
	認定こども園・ 保育所	—		3,487	2,168	825	—		3,496	2,259	1,180
	認可幼稚園(新制 度に移行しない)	80		—	—	—	80		—	—	—
	小計②	2,944		3,487	2,168	825	2,944		3,496	2,259	1,180
	1号～3号計	9,424					9,879				
企業内保育所等③		0		58	31	10	0		58	31	10
計 (②+③) ④		2,944		3,545	2,199	835	2,944		3,554	2,290	1,190
過不足 (④-①)		1,486		0	0	367	1,486		0	0	0
全体計		9,523					9,978				

※ 1号認定の長時間…「幼稚園(預かり保育を利用する)」と「幼保園(長時間利用)」

・(第2章 15、16ページより)

「年齢ごとの推計人口」×「施設ごとの利用意向率」により、平成27年度～平成31年度の施設ごとの量の見込みを算出しました。

・「年度当初の量の見込みと確保方策」では、2号・3号に不足が生じますが、弾力化により受入を行います。
公立保育所・幼稚園の幼保園化等により、ニーズに応じた受け入れができる利用定員の確保を図ります。

・「年度末の量の見込みと確保方策」では、弾力化による受け入れを行っても3号認定において、保育の提供の不足が生じます。
既存の施設をニーズに応じた受け入れができるように整備し、提供体制の確保を図ります。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援に関する事業 第4章 P.49

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	2所	2所	2所	2所	2所
確保方策	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所
過不足	▲1か所	0か所	0か所	0か所	0か所

・橋南1カ所、橋北1カ所で実施します。

② 延長（時間外）保育事業 第4章 P.50

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	4,448人	4,355人	4,256人	4,153人	4,055人
確保方策	4,448人	4,355人	4,256人	4,153人	4,055人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

- ・平成25年度の延長保育利用実績：実利用人数4,273人、延長保育利用率は、受入人数の61.3%。
- ・保育所の利用見込み人数に、延長保育利用率を掛けて算出しました。
- ・認可保育所全園で延長保育を実施します。

③ 放課後児童健全育成事業（児童クラブ） 第4章 P.51

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	2,366人	2,461人	2,490人	2,545人	2,549人
確保方策	2,617人	2,657人	2,697人	2,737人	2,777人
過不足	251人	196人	207人	192人	228人

- ・H26.5.1時点の公設・民設（民間児童クラブ・小規模学童保育）の1~3年生の入会児童数及び待機児童数の合計を基に算出しました。
- ・現状で供給量の不足は生じていませんが、受け入れ環境の整備を要する施設（待機児童が発生している施設や狭隘な受け入れ環境の施設）があるため、計画的に確保策を講じます。

＜環境整備の検討を要する施設＞

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
検討を要する施設	11か所	9か所	7か所	5か所	3か所
対応施設	2か所	2か所	2か所	2か所	3か所
残	9か所	7か所	5か所	3か所	0か所

- ・公設は地元運営委員会等と協議をし、学校や近隣の空きスペースの活用を基本に環境整備を検討します。民設についても待機児童の解消・適正規模での受け入れが可能となるように支援策を検討します。
- ・未開設校区（平成26年度現在4校区）については、ニーズや地元の運営体制等も考慮し、検討していきます。

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

第4章 P.52

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	ショートステイ	58 人日	58 人日	57 人日	56 人日	56 人日
	トワイライトステイ	40 人日	40 人日	40 人日	39 人日	38 人日
	計	98 人日	98 人日	97 人日	95 人日	94 人日
確保方策	ショートステイ	0 人日	58 人日	57 人日	56 人日	56 人日
	トワイライトステイ	0 人日	40 人日	40 人日	39 人日	38 人日
	計	0 人日	98 人日	97 人日	95 人日	94 人日
過不足	ショートステイ	▲58 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	トワイライトステイ	▲40 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	計	▲98 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

- ・ニーズ調査より積算した量の見込みの、1/4の利用を見込みます。
- ・平成 28 年度実施を目標に、トワイライトステイ及び、ショートステイ実施を検討して行きます。

⑤ 乳幼児全戸訪問事業

第4章 P.47

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		1,800 人	1,761 人	1,722 人	1,683 人	1,644 人
確保方策		実施体制：45 人 実施機関：松江市 保健センター	実施体制：45 人 実施機関：松江市 保健センター	実施体制：45 人 実施機関：松江市 保健センター	実施体制：45 人 実施機関：松江市 保健センター	実施体制：45 人 実施機関：松江市 保健センター

- ・これまでの実績に人口推計を勘案し算出しました。

⑥ 養育支援訪問事業

第4章 P.47

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
確保方策		実施体制：45 人 実施機関：松江市 保健センター 委託団体等：民間企業	実施体制：45 人 実施機関：松江市 保健センター 委託団体等：民間企業	実施体制：45 人 実施機関：松江市 保健センター 委託団体等：民間企業	実施体制：45 人 実施機関：松江市 保健センター 委託団体等：民間企業	実施体制：45 人 実施機関：松江市 保健センター 委託団体等：民間企業

- ・これまでの実績に人口推計を勘案し算出しました。

⑦ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業） 第4章 P.49

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	82,175 人日	80,466 人日	78,650 人日	76,732 人日	74,909 人日
確保方策	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所

- ・ニーズ調査より積算した量の見込みを、これまでの利用実績をもとに調整しました。
- ・児童数の減少や、保育・教育施設利用者の割合が増えることにより、在家庭の児童が減少すると、子育て支援センター利用者は減少すると考えられます。
- ・ニーズに対応した設置個所数や運営内容を、今後検討して行く必要があります。

⑧ 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり） 第4章 P.51

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1号認定による利用	31,096 人日	31,096 人日	31,096 人日	31,096 人日	31,096 人日
	2号認定による利用	14,352 人日	14,352 人日	14,352 人日	14,352 人日	14,352 人日
確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型)	45,448 人日	45,448 人日	45,448 人日	45,448 人日	45,448 人日
過不足		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

- ・幼稚園の利用見込み量が減少することから、幼稚園における一時預かりについては平成 24 年度実績が最大のニーズ量と考えられ、平成 24 年度実績をニーズ量としました。

⑨ 一時預かり事業（保育所での一時預かり） 第4章 P.51

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	41,510 人日	41,510 人日	41,510 人日	41,510 人日	41,510 人日
確保方策	41,510 人日	41,510 人日	41,510 人日	41,510 人日	41,510 人日
過不足	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

- ・保育・教育施設の利用者が増加すると在家庭の児童が減少し、一時預かり利用者は減少します。
- ・年々、実施施設は増加していますが利用実績は減少しており、平成 24 年度実績が最大のニーズ量と考えられるため、平成 24 年度実績をニーズ量としました。

⑩ 病児・病後児保育事業 第4章 P.52

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	6,325 人日	6,198 人日	6,074 人日	5,953 人日	5,834 人日
確保方策	6,325 人日	6,198 人日	6,074 人日	5,953 人日	5,834 人日
過不足	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

- ・H24 実績とニーズ調査の利用意向率から算出しました。
- ・保育ニーズ量の減少を反映させて算出しました。

⑪ 子育て援助活動事業（ファミリーサポートセンター事業）

第4章 P.49

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	2,800 人日	2,800 人日	2,800 人日	2,800 人日	2,800 人日
確保方策	2,800 人日	2,800 人日	2,800 人日	2,800 人日	2,800 人日
過不足	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

- ・次世代計画（後期）のファミリーサポートの数値目標 2,800 人を目標としました。
- ・まかせて会員確保の努力を引き続き行います。
- ・運営の方式について検討を行います。

⑫ 妊婦に対する健康診査

第4章 P.46

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,850 人 健診回数（※） 25,900 回	1,811 人 健診回数（※） 25,354 回	1,772 人 健診回数（※） 24,808 回	1,733 人 健診回数（※） 24,262 回	1,694 人 健診回数（※） 23,716 回
確保方策	実施場所：各医療機関 検査項目：血液検査等 実施時期：妊娠12 週前後～39 週前後まで	実施場所：各医療機関 検査項目：血液検査等 実施時期：妊娠12 週前後～39 週前後まで	実施場所：各医療機関 検査項目：血液検査等 実施時期：妊娠12 週前後～39 週前後まで	実施場所：各医療機関 検査項目：血液検査等 実施時期：妊娠12 週前後～39 週前後まで	実施場所：各医療機関 検査項目：血液検査等 実施時期：妊娠12 週前後～39 週前後まで

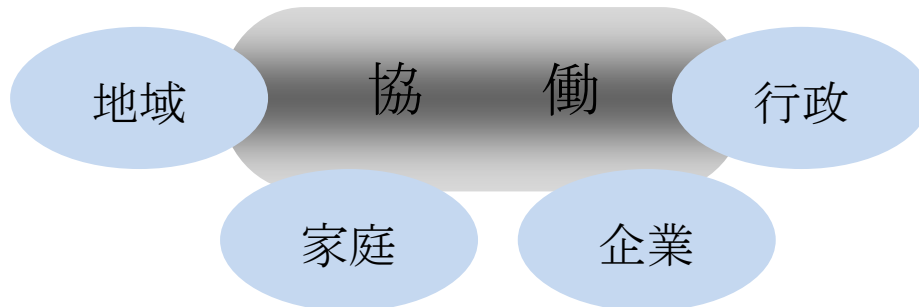
※健診回数は、「一人当たりの健診回数」に「見込まれる人数」を乗じたものです。

- ・これまでの実績に人口推計を勘案し算出しました。

第6章 計画の推進に向けて

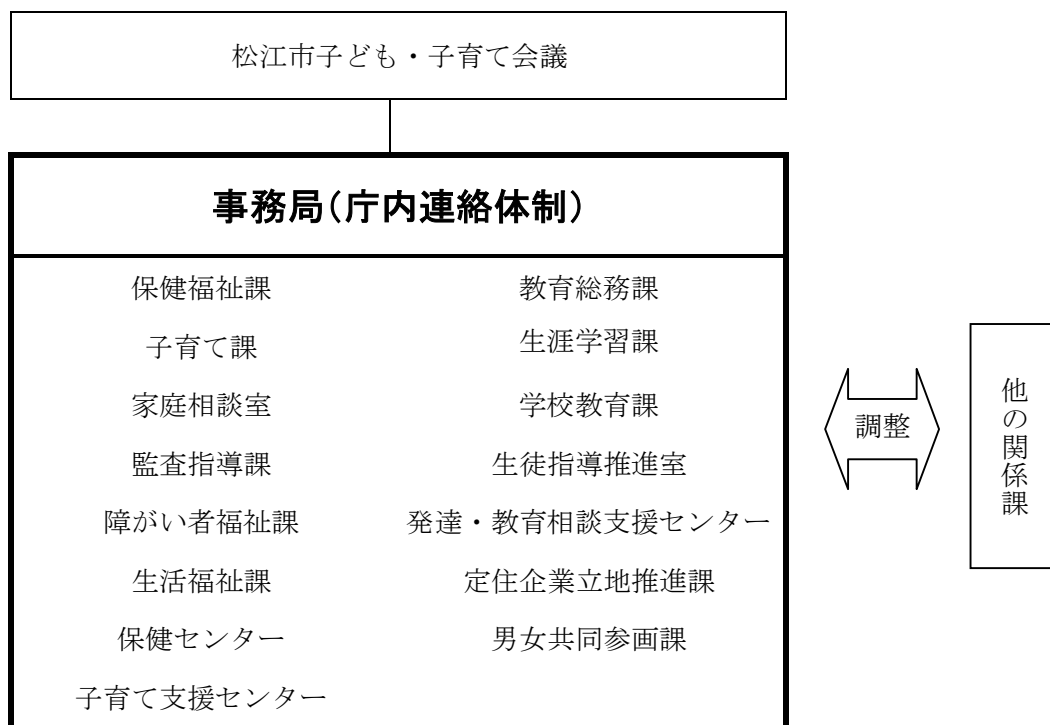
1 推進体制

本計画の推進にあたっては、保健・医療・福祉・教育などの関係部局や関係機関との連携を図る一方、地域、企業・各種団体・地域住民と一体となって取り組みます



2 庁内連絡体制の充実

子ども・子育て支援に関する施策は庁内の多くの部署がかかわることから、庁内連絡体制を充実させ、情報の共有と連携により、計画的、効率的な計画の推進に努めます。



3 地域や市民団体との連携

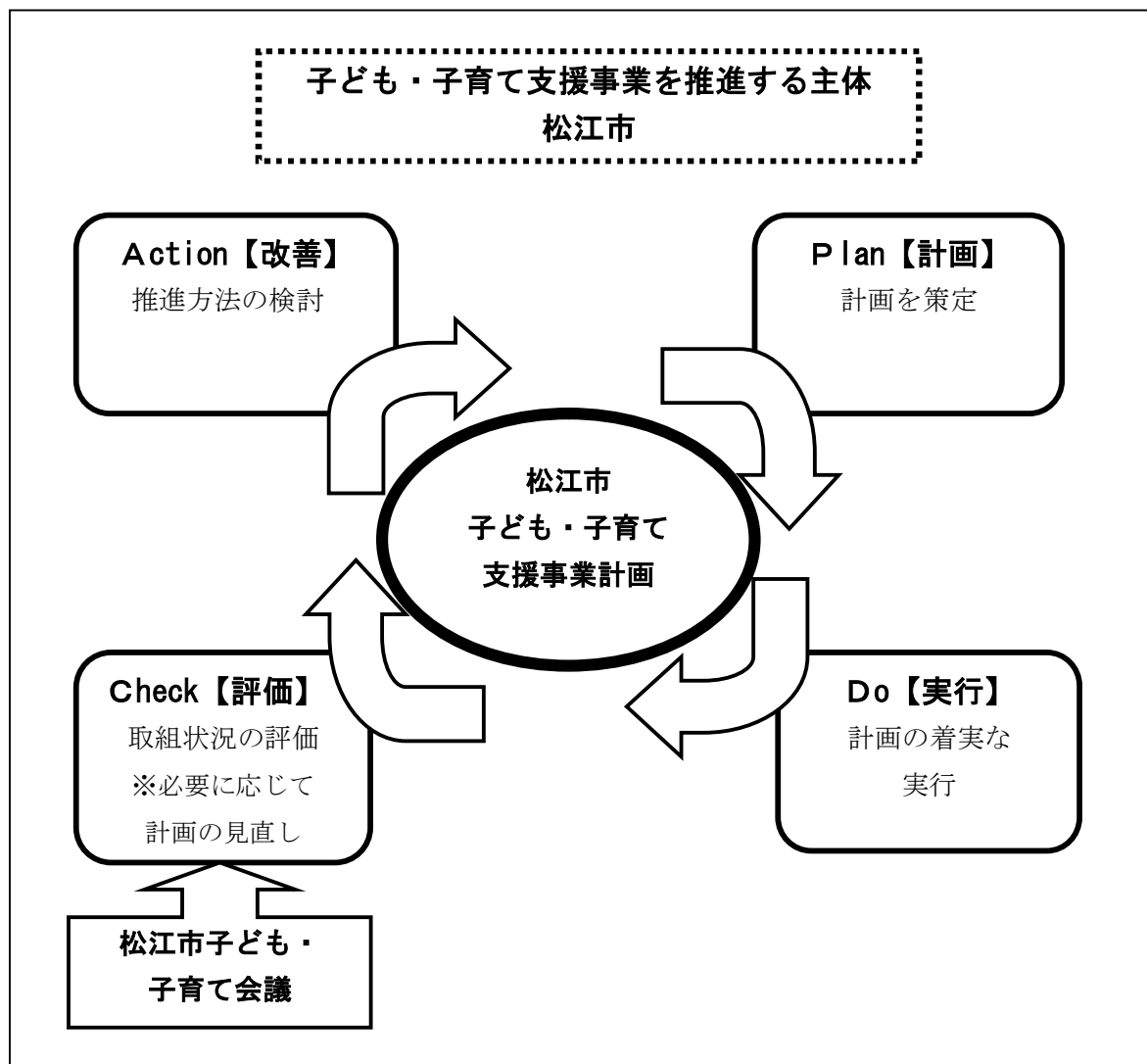
子育て環境の向上のために、地域や市民団体が自主的、主体的な活動を行うことは重要です。個別の施策において、地域や市民団体と行政との協働による事業を実施するなど連携を図ります。

4 点検・評価の実施

毎年度、松江市子ども・子育て会議と連携し、本計画に掲げた施策の実施状況の点検や評価などを行い、計画的、効率的な計画の推進に努めます。

評価においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価を行い、施策の改善につなげていきます。

点検・評価の結果については市のホームページ等で公表します。



5 計画の見直し

各事業については、財政状況を踏まえつつ、今後の社会情勢、経済状況などの変化に柔軟に対応し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、着実に推進していきます。

資料編

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、松江市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、子どもに関する市の施策又は課題のうち、市長又は教育委員会が必要と認める事項について、市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、子ども、子育て等に関し知識又は経験を有する者その他市長及び教育委員会が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第6条 子育て会議に専門事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長又は教育委員会が必要と認める者のうちから、市長又は教育委員会が任命する。

3 専門委員の任期は、当該専門事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、第5条第2項の規定により、会長が互選される前に招集する会議は、市長又は教育委員会が招集する。

2 会長は、子育て会議の会議の議長となる。

3 子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 子育て会議の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員又は専門委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する当該部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第5条第3項及び前条（第1項ただし書を除く。）の規定は部会の会議について準用する。この場合において、第5条第3項並びに前条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、第5条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、前条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員又は専門委員以外の者を部会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、健康福祉部及び教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議の会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

松江市子ども・子育て会議 委員名簿

氏名	所属・役職
安達 信二(～H26.6.23)	松江市保育所(園)保護者会連合会
新部 一太郎(H26.6.24～)	
荒木 伸子	松江市民生児童委員協議会連合会 主任児童委員部会 部会長
伊藤 京子	松江市公民館長会 (松江市大野公民館長)
遠藤 千佳子	松江市障がい者総合支援協議会 こども部会部 会長 (相談支援事業所ハローネット)
岡 美慧子	松江市児童クラブ連絡協議会 副会長
景山 博教	島根県中央児童相談所 所長
門脇 直人(～H26.3.24)	日本労働組合総連合会島根県連合会 松江隠岐地域協議会 事務局長
錦織 泰治(H26.3.25～)	
坪内 朋子	一般社団法人 島根県私立幼稚園連合会 副理事長 (学校法人朋和学園 育英幼稚園 園長)
長野 亜希子(～H26.6.23)	松江市母子保健推進員協議会 副会長
小谷 久美子(H26.6.24～)	松江市母子保健推進員協議会 会長
成瀬 明子	松江市子育て自主サークルネットワーク会 代表 (親子リズムサークル)
南場 安正	松江市保育研究会 前会長 (社会福祉法人恵泉会 愛恵保育園 園長)
◎肥後 功一	国立大学法人島根大学理事 (教育・学生担当副学長)
深田 浩美	松江市PTA連合会 副会長
○藤原 恵子	松江市小学校長会(H26.4.1～松江市立佐太小学校長) (～H26.3.31 松江市立大野小学校長・大野幼稚園長兼務)
古林 寛(～H26.6.23)	松江市幼稚園PTA連合会 会長
上野 敏之(H26.6.24～)	

五十音順・敬称略 ◎会長 ○副会長